



贈与を身近に —世代を超えて財産を有効活用する—

相続は資産が多い人だけに関係することだと思いがちですが、そうとも限りません。円満な相続のため、若い世代にお金を活かしてもらうために、生前贈与の活用を考えてみませんか？

監修／岡野相続税理士法人代表 岡野雄志

Q1 相続トラブルは、財産の多い家庭にだけ起きるのでしょうか

A1 財産の額に関係なくもめることがあるので、生前から備えておくことが大切です

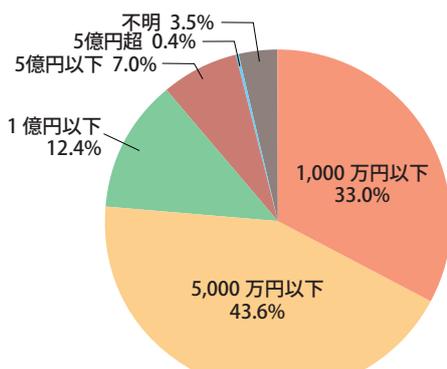
亡くなった人（被相続人）の財産を 引き継ぐときに納める相続税。どのく

らいの人が対象になるかご存じでしょうか。「令和3年分相続税の申告実績の概要（国税庁）」によれば、被相続人のうち相続税の申告が必要な人の割合は9.3%です。相続税が発生するケースは、それほど多くないといえます。

しかし、相続税がかからなくても、被相続人の財産を引き継ぐ「相続」は必ず発生します。そして、遺産分割のトラブルは財産の大小に関わらず起きています。実際、令和3年中に裁判所が扱った認容・調停が成立した遺産分割事件のうち、約3分の1が遺産総額1000万円以下のもです【図表1】。相続時のトラブルを避けるには、法的に有効な遺言書を作成し、被相続人の意思を明確にすることが大切です。さらに、元気なうちに、財産をどう分け

るか、その理由はなにかを、相続人となる親族に話しておくといでしょう。これに加えて、一部の財産を生前贈与することで、円滑に引継ぎをしたいものです。

【図表1】遺産の価額別認容・調停成立件数



(出所) 最高裁判所「司法統計年報(家事編)令和3年」

Q2 生前贈与を行う目的は何でしょうか

A2 相続トラブルを避けたり、子や孫に財産を有効活用してもらうことです。相続税の節税になることもあります

相続と生前贈与は、どちらも財産を引き継ぐ手段ですが、さまざまな違いがあります。最も大きな違いは「いつ、誰に引き継ぐか」です。相続は被相続人が亡くなったときに一定範囲の親族に財産を引き継ぐことで、贈与は、生前にお互いの合意のもと、財産を渡したい人に（親族に限らない）引き継ぐ

ことです【図表2】。生前贈与を行う目的は、主に3つあります。1つ目は、財産を円滑に引き継ぐことです。

2つ目は、子や孫に財産を渡し、有効活用してもらうことです。若い世代は結婚・出産・育児・教育・住宅購入など、なにかと出費がかさみます。財産を贈

与すれば、生活の助けになるでしょう。

3つ目は、相続税の節税です。贈与すれば、それだけ相続財産が減り、相続税の負担も減ることになります。た

だし、一定額以上の贈与を受けた人は、贈与税を納める必要があります。生前贈与が安易な相続税逃れに使えないような仕組みになっています。

【図表2】相続と生前贈与の比較

| | 相続 | 生前贈与 |
|------|--|---|
| 定義 | ・亡くなった人の財産、権利、義務などを、一定の関係がある人が承継すること | ・存命中に、自分の財産を別の人に無償で与える意思表示をし、相手が合意して受け取ること（個人間のやりとりが対象） |
| 時期 | ・亡くなったとき | ・生前、いつでも |
| 相手 | ・配偶者や子など一定範囲の親族 | ・合意のうえで誰でも |
| 対象財産 | ・現金、株などの有価証券、不動産、貴金属など、すべての財産。借入金や未払金などの債務 | ・現金、株などの有価証券、不動産、貴金属など、すべての財産 |
| かかる税 | ・相続税（相続を受けた人が納める） | ・贈与税（贈与を受けた人が納める） ※日常の生活費や教育費、出産費用などは、常識の範囲内の額なら贈与税はかからない |
| 注意点 | ・遺言書があれば遺言書に沿って相続を行う。遺言書がなければ相続人全員で遺産分割協議を行い相続するか、法定相続分に従って相続を行う | ・税務署から贈与と認められるには、「贈与契約書」を作成しておくが、家族名義の口座にお金を振り込み続けても、その口座を名義人が管理していない場合は、振り込んだ人の財産とみなされることがあるので注意（名義預金） |

（出所）監修者作成

A3

「暦年課税」と「相続時精算課税」の2種類です

Q3

贈与の課税方式にはどのような種類がありますか

表3】その一つが、1月1日から12月

31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税される「暦年課税」

【図表3】暦年課税（暦年贈与）と相続時精算課税

| | 暦年課税 (暦年贈与) | 相続時精算課税 |
|-----------------------|--|--|
| 概要 | ・1年間に贈与により取得した財産の合計額から、基礎控除額を控除した残額について、累進税率を適用する ・基礎控除の範囲内の贈与であれば、税務署への申告は不要 | ・累計2,500万円まで非課税で贈与できる。複数年に分けて贈与してもよい ・贈与者が死亡した際、贈与した額を相続財産と合わせて相続税を納めるため、相続財産の先渡しという位置づけ ・この制度を利用するには、税務署に届出書を提出する必要があり、少額の贈与でも申告が必要 |
| 贈与者 受贈者 | ・親族間のほか、第三者からの贈与を含む | ・60歳以上の人から、18歳以上の推定相続人及び孫への贈与 |
| 控除 | ・基礎控除：110万円 | ・特別控除：贈与者1人あたり累計2,500万円（例えば、祖父母それぞれから贈与を受けると合計で5,000万円が控除） |
| 税率等 | ・税率10%～55%の累進税率（8段階）（直系尊属から18歳以上の人への贈与については、特例贈与財産用の税率が適用） | ・贈与者1人あたり2,500万円を超えた部分には一律20%の贈与税がかかるが、納めた税は相続時に相続税と相殺可能 |
| 課税状況 ※ | 課税件数：36.4万件 贈与財産額：1.4兆円 納付税額：2,188億円 | 課税件数：4.0万件 贈与財産額：0.7兆円 納付税額：599億円 |
| 2024年 1月からの 変更点 | ・相続税の課税対象となる生前贈与の加算期間が、死亡前3年から7年に拡大される | ・累計2,500万円の特別控除に、年110万円の基礎控除が加わる |

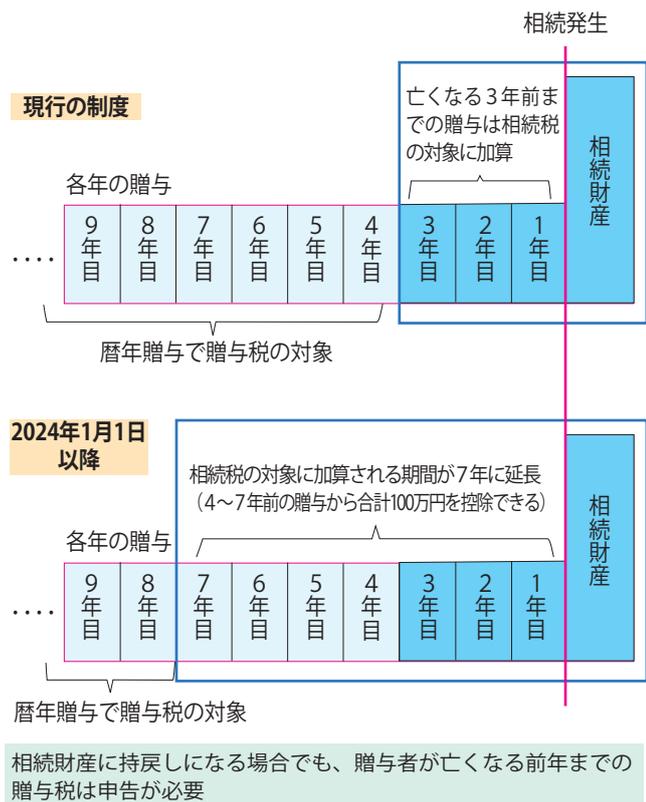
※課税状況の件数は令和2年分「国税庁統計年報」による

（出所）監修者作成

です。贈与税には110万円の基礎控除（無条件に差し引くことができる金額）があり、毎年110万円までなら贈与税はかからず、税務署への申告も必要ありません。このように非課税枠の仕組みを利用して、贈与を行うことを「暦年贈与」といいます。

一方、もう一つの「相続時精算課税」では、累計2,500万円までの贈与が非課税になります。これを使えば、まとまった額を贈与税の課税をされずに渡すことができます。ただし、贈与者

【図表 4】相続財産の持戻し期間が3年から7年に



(出所) 監修者作成

が亡くなると、その贈与をした額も相続財産に加えて相続税が課されます。そのため、相続財産の先渡しと捉えた方がよいでしょう。

これまで、相続時精算課税を選択すると暦年贈与は利用できないうえに、利用者の年齢が限定されており、少額の贈与でも申告等が必要といったことから、相続時精算課税の利用は多くあ

Q 4 暦年課税の制度にも変更があると聞きました

A 4 亡くなる7年前までの贈与は相続財産に持戻し(加算)になります

Q 3で相続時精算課税の改正について触れましたが、暦年課税にも変更があります。これまででは、贈与者が亡くなった日を起点に3年前まで

りませんでした。しかし、税制改正により、2024年1月1日から相続時精算課税に年110万円の基礎控除が追加になります。2500万円までまとめて贈与でき、さらに毎年110万円まで非課税で贈与できるようになるため、今後は相続時精算課税の活用が増えていくと推測されます。

長寿化に伴い、高齢者から高齢者に相続が行われる「老老相続」が増加しています。財務省主税局の調査によれば、被相続人の死亡時の年齢は、80

A 6 節税目的よりも、若い世代に財産を活用してもらおう観点を持ちましょう

Q 6 生前贈与を検討するときの大切なポイントは何でしょうか

子や孫に1500万円まで教育資金を非課税で贈与できる「教育資金の一括贈与」の特例や、1000万円まで贈与したときに非課税になる特例がいくつかあります。中でもよく使われているのは「住宅取得等資金」の特例です。祖父母や父母から、子や孫に住宅購入資金を贈与した場合、耐震性などの条件を満たす住宅なら1000万円、その他の住宅は500万円まで贈与税がかかりません。

円まで贈与できる「結婚・子育て資金の一括贈与」の特例という制度もあります。

ただし、父母、祖父母には扶養義務があり、生活費や教育費、結婚資金、子育て費用など、通常必要と認められるものを必要ときに渡すことは「都度贈与」にあたりません。その場合は年間110万円を超えても、常識的な範囲であれば贈与税はかかりません。

A 5 住宅購入、教育、結婚・子育てに関する贈与の特例があります

Q 5 住宅購入費用などの贈与が非課税になる制度があると聞きました

に生前贈与で渡した財産については、亡くなったときの財産に加算して相続税を計算する必要があります。しかし、2024年1月1日以降の贈与については、この期間が7年に

なります【図表4】。

つまり、余命を意識するようになってから駆け込みで贈与を行っても、節税に繋がりにくくなるということです。

相続税と贈与税の税額はどうやって決まるの？

相続税

相続税の税額を計算するには、初めに「正味の遺産額」を把握する必要があります。

まず、不動産(土地・建物)の評価額や金融資産(預貯金や有価証券等)、生命保険の保険金などを合計した遺産総額から、債務や葬儀費用などを差し引きます。そこに3年以内の暦年贈与財産等(2024年からは7年以内)や相続時精算課税を適用した財産を加算すると、正味の遺産額を算出できます。

このとき、不動産は相続税路線価を用いるので、実勢価格よりも低額になります。相続人が居住しているなど一定の要件を満たせば、「小規模宅地等の特例」によって土地の相続税評価額を最大80%減額できることもあります。

ここからは、正味の遺産額が1億円で、妻が8,000万円、子2人が1,000万円ずつ相続した例で、計算方法を見ていきましょう。

①正味の遺産額から基礎控除(3,000万円+600万円×法定相続人の人数)を差し引いて、課税遺産総額を算出する

$$1\text{億円} - (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3) = 5,200\text{万円 (A)}$$

※小規模宅地等の特例を使わなくても、この金額がマイナスの場合は相続税がかからない

②遺産を法定相続分通りに取得したと仮定して、課税遺産総額を按分する

$$\begin{aligned} \text{妻} &: (A) \times 2\text{分の}1 = 2,600\text{万円} \\ \text{子①} &: (A) \times 4\text{分の}1 = 1,300\text{万円} \\ \text{子②} &: (A) \times 4\text{分の}1 = 1,300\text{万円} \end{aligned}$$

③按分した額に下記の速算表の税率をかけて控除額を差し引き、相続税額を算出。その額を合算する

$$\begin{aligned} \text{妻} &: 2,600\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 340\text{万円 (B)} \\ \text{子①} &: 1,300\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 145\text{万円 (C)} \\ \text{子②} &: 1,300\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 145\text{万円 (D)} \\ \text{(B) + (C) + (D)} &= 630\text{万円 (E)} \end{aligned}$$

●相続税の速算表

| 法定相続分に応じた取得金額 | 税率 | 控除額 |
|---------------|-----|---------|
| 1,000万円以下 | 10% | - |
| 3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 2億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| 3億円以下 | 45% | 2,700万円 |
| 6億円以下 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超 | 55% | 7,200万円 |

(出所) 国税庁HPより作成

④実際に取得した相続割合で按分する

$$\begin{aligned} \text{妻} &: (E) \times (8,000\text{万円} \div 1\text{億円}) = 504\text{万円} \\ \text{子①} &: (E) \times (1,000\text{万円} \div 1\text{億円}) = 63\text{万円} \\ \text{子②} &: (E) \times (1,000\text{万円} \div 1\text{億円}) = 63\text{万円} \end{aligned}$$

⑤税額控除を反映すると実際の納税額が分かる

$$\begin{aligned} \text{妻} &: \text{「配偶者の税額軽減」の適用で} 0\text{円} \\ \text{子①} &: 63\text{万円} \\ \text{子②} &: 63\text{万円} \end{aligned}$$

※配偶者の税額軽減のみ適用があったとして計算

左記②に出てくる「法定相続分」とは、民法で定められた相続財産を受け取る割合のこと。例えば、相続人が配偶者と子1人であれば、配偶者が2分の1、子が2分の1になり、配偶者と子2人であれば、配偶者に2分の1、子2人それぞれ4分の1ずつとなります。

また、⑤の税額控除で代表的なのは「配偶者の税額軽減」で、配偶者の場合は相続する財産が1億6,000万円または法定相続分相当額のいずれが多い金額まで非課税になります。

贈与税

1月1日から12月31日までの1年間に受けた贈与額から、基礎控除110万円を引いた額に下記の税率をかけ、控除額を引けば求められます。

贈与税の税率は2種類あり、1月1日時点で18歳以上の子や孫(直系卑属)が父母や祖父母など(直系尊属)から贈与を受けた場合は「特例贈与財産用」の税率を、それ以外は「一般贈与財産用」の税率を用います。

●贈与税

特例贈与財産用の速算表

(18歳以上の人が父母や祖父母などから贈与を受けた場合)

| 基礎控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
|------------|-----|-------|
| 200万円以下 | 10% | - |
| 400万円以下 | 15% | 10万円 |
| 600万円以下 | 20% | 30万円 |
| 1,000万円以下 | 30% | 90万円 |
| 1,500万円以下 | 40% | 190万円 |
| 3,000万円以下 | 45% | 265万円 |
| 4,500万円以下 | 50% | 415万円 |
| 4,500万円超 | 55% | 640万円 |

一般贈与財産用の速算表

| 基礎控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
|------------|-----|-------|
| 200万円以下 | 10% | - |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 |
| 1,000万円以下 | 40% | 125万円 |
| 1,500万円以下 | 45% | 175万円 |
| 3,000万円以下 | 50% | 250万円 |
| 3,000万円超 | 55% | 400万円 |

ており、子育てが一段落していたり、自宅をすでに購入していたりする人も多いでしょう。財産を相続しても使う機会がなければ、貯金が増えるだけということになりかねません。

ですが、結婚・出産などのライフイベントが目白押し若年層に財産を引き継げば、そのお金は有効活用されて、経済の活性化にもつながります。贈与によって、早い時期から子や孫に

財産を渡し、そのお金を活かしてもらう発想が大切になってくるのではないのでしょうか。Q1で解説したとおり、相続税が生ずる人は全体の9%程度しかいま

せん。大多数の人は節税目的の贈与を考えるよりも、遺産分割のトラブルを避け、若い世代を応援し、お金を活かすという観点から、贈与を検討してみたいかがでしょうか。

この記事は2023年3月時点の情報に基づいています。実際に贈与を行う際は税理士など専門家の助言を受けることをおすすめします。